

事 務 連 絡  
平成 30 年 7 月 12 日

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 （ 局 ） 御 中  
各 都 道 府 県 観 光 部 （ 局 ） 御 中

内閣官房健康・医療戦略室  
厚生労働省医政局総務課  
観光庁外客受入担当参事官室

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」  
のとりまとめについて

観光施策及び医療施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府は、観光先進国の実現に向けて、2020年4,000万人、2030年6,000万人の訪日外国人観光客数達成の目標を掲げて、訪日外国人観光客の誘致、受入環境の整備に取り組んでおります。一方、医療機関等を受診する外国人観光客も増加傾向にあり、医療機関はもとより、宿泊業・旅行業・救急搬送等の関連する現場において、言語、文化、支払慣習の相違等に起因して多くの課題が生じています。

訪日外国人が安全かつ安心して日本観光を楽しみ、また必要な医療サービスを利用することができるよう、6月14日に開催された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（別添資料参照）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryoku/kokusaitenkai/kaisai.html>

が取りまとめられました。

貴部局におかれましては、当該対策についてご承知おきいただくとともに、貴管内の関係団体、市区町村への周知をお願いいたします。

より具体的な施策については、おって連絡いたしますが、各都道府県の衛生主管部（局）と観光部（局）が連携し、地域の関係者の協力を得つつ、本課題の解決に向け積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室  
永松・渡邊  
電話 : 03-3595-2317  
観光庁外客受入参事官付 山崎・遠藤  
電話 : 03-5253-8972